

■ 道路上の広告物設置について

歩道には許可基準外の看板や広告ポスト等は設置しないでください。

歩道等に置かれた置看板、広告ポスト、のぼり旗等の違反広告物は、通行の妨げとなり事故につながる恐れもありますので、道路上に違反広告物を設置しないでください。

※条例により、歩道や植樹帯、街路樹、道路上の柵等に広告物等の表示や設置は禁止されています。



歩道に置かれた看板



歩道に置かれた広告ポスト